

平成 26 年

社会文教常任委員会会議録

平成 26 年 6 月 25 日

田上町議会

平成26年第3回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年6月25日 午前9時
- 3 出席委員
2番 椿 一 春 君 10番 渡 邊 正 策 君
3番 有 川 りえ子 君 12番 関 根 一 義 君
7番 川 崎 昭 夫 君 14番 小 池 真一郎 君
- 4 委員外出席議員
1番 今 井 幸 代 君
- 5 欠席委員
な し
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐 藤 邦 義 保健福祉課長 吉 澤 深 雪
副 町 長 小日向 至 教育委員会 福 井 明
事務局長
教育 長 丸 山 敬 竹の友幼稚園 小 林 亨
事務局長
町 民 課 長 鈴 木 和 弘
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 中 野 幸 作
書 記 渡 辺 絵美子
- 8 傍聴人
三條新聞
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
承認第 3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
承認第 4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について中
第1表 歳出の内

4 款 衛生費

10 款 教育費

第 2 表 繰越明許費補正

承認第 5 号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））
の報告について

議案第 28 号 平成 26 年度田上町一般会計補正予算（第 1 号）議定について中
第 1 表 歳出の内

2 款 総務費（2、3 項）

3 款 民生費

4 款 衛生費

10 款 教育費

請願第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 改めまして、おはようございます。梅雨時期になりまして、早くも各地で大雨による被害が発生しているようです。昨日のニュースなどで出ているのですけれども、東京あたりでひょうが降ったというようなニュースが流れていましたが、いつどこで何が起きても不思議でない今日ですが、我が町も災害が発生する可能性は十分にあります。町民が一丸となって自主防災に努力してくれるのは当然であります。我が常任委員会でも所轄の高齢者施設及び学校等に、常に安全を考慮して、頑張っていかなければならないと思っています。

それから、私ごとですが、きょうが委員長就任の実質最初のスタートですので、よろしく願いいたします。

挨拶にかえさせていただきます。

それから、三條新聞さんから傍聴の申し込みがありましたので、許可しましたので、報告いたします。

それでは、町長、ご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めまして、おはようございます。今ほどのご挨拶にありましたように、当委員会が川崎議員が委員長さんとしてということでもありますので、これからもよろしく願いいたします。

月曜日の本会議で付託申しあげました専決処分4案件と議案第28号の一般会計の補正予算を付託申しあげましたので、慎重審議をお願いしたいと思っております。

なお、私の交通事故に対しましては、いろいろ皆さんからもご迷惑をおかけしましたが、警察のほうは捜査は先般話がありまして、もう少し検察庁とのやりとりとか、最終的な取り調べがもう少しあるというふうなことでもないと、大筋では大体終わったということで、現場検証2回、走った経路と捜査3回、それを含めまして3回であります。取り調べは2回、病院と警察署でということで、大体のところは聞き取りは終わったと言っておりますが、まだ最終的ではないというようなことでございますので、一応報告を申し上げておきます。

よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、本委員会に付託された案件は、承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について、承認第3号 専決処

分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（平成25年度田上町一般会計補正予算（第7号））の報告について、承認第5号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の報告について、議案第28号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第1号）の議定について、以上5件です。

これより議事に入ります。承認第2号を議題といたします。執行側の説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議案書の6ページからになります。

承認第2号、専決処分の報告ということでございますが、めくっていただきまして7ページ、田上町税条例の一部改正についての専決処分であります。初日、町長の提案説明でもありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が26年の3月31日に公布をされまして、26年4月1日より施行されることに伴いまして、田上町の税条例の一部を改正する必要があるため、3月31日付で専決処分をお願いしたものでございます。

改正の主な内容につきましては、固定資産税の特例措置といたしまして、浸水防止用施設あるいはノンフロン製品、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の追加、あるいは耐震改修が行われました一定の既存建築物に対しまして、減額措置を創設するという規定が整備されたものでございます。

それでは、内容につきましては、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきますので、10ページの裏をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー1からになります。附則の第5条、ここから資料ナンバー9まで、第5条、第5条の2、第5条の3ということで、それぞれ削除という形になっております。今回の改正によりまして、国のほうから単に課税標準の計算を定めている部分、今回の旧の部分、この第5条、第5条の2、第5条の3がこれに該当するのですけれども、これらについては条例から削除するというようなことで改正がされました。それに伴うものの削除という形になっております。

ちなみに、地方税法のほうにもこれがうたわれておりますが、こちらのほうは削除はされておられません。

それから、続きまして、資料ナンバー9でございます。第7条の関係につきましては、適応期限を3年間延長をするといった内容でございます。

それから、資料ナンバー10、第9条の2ということでございますが、こちらにつ

きましては、冒頭申し上げました固定資産税の課税標準の特例措置を追加するという
ことで、第1項、第2項、第3項に関する部分が公害防止用の設備に関する部分
をうたっているものでございまして、第1項が水質汚濁防止の関係、第2項が大気
汚染、第3項が土壌汚染の関係についての施設の関係をうたっているものでござい
ます。

めくっていただきまして、資料ナンバー11の第7項、これが浸水防止用設備に係
る課税標準の関係。第8項につきましては、ノンフロン製品ということで、それぞ
れこれらにつきましては、平成24年度に税制改正が行われまして、通称我が町特例
ということであたわっているのですが、今まで国で一律にこういう割合を定めてい
たものについては、市町村のほうで条例であたうということ、こちらにつきまし
ては、平成25年の3月議会から幾つか下水道の除排水施設とか除却施設、あるいは
備蓄倉庫ということで、以前も提案をさせていただいているところでございますが、
今回これらについて追加をお願いするものでございます。特に町でこれらに該当す
るような施設はございませんが、一応率につきましては、今まで国であたわってい
る率をそのままうたわせていただいたところでございます。

続きまして、資料ナンバー11、第9条の3第9項の関係でございます。こちらに
つきましては、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律、そちらのほうで耐震診
断、そういうものを義務づけられまして、国の補助を受けて耐震改修工事を実施し
たものについては、固定資産税を2年間ですけれども、減額するという措置がされ
ました。国のほうでは南海トラフとか首都直下地震という関係等もございまして、
非常に危険になるだろうという部分を、国のほうからそれを義務づけをして工事を
していただきと、それに対して国の補助を認めますと、それに対しては固定資産税
について2年間ですけれども、軽減をするといったような内容のものでございます。

それでは、資料ナンバー12のほうでは、第16条の2、めくっていただきまして16条
の2関係につきましては、それぞれ適用期限を3年間延長をしている内容でござい
ます。

それから、資料ナンバー14のところ、第21条の関係でございます。旧民法34条の
法人ということでございますが、こちらにつきましては、平成20年度に公益の法人
制度改革ということが行われました。その間で一般社団法人あるいは一般財団法人
に移行した法人については、その移行期間の間につきましては、固定資産税を軽減、
非課税にするよという措置が設けられておりました。それが5年間ということで、
平成25年の11月30日までがこの移行期間ということでございますが、今回その期

間が過ぎたということで、この部分については削除するといった内容でございます。

最後の21条の2関係につきましては、国の条項の条ずれに関係する改正でございます。

以上で説明を終わりますが、今回の改正に伴いまして、特に町のほうの税の関係で影響する部分は特にございません。

以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

それでは、ないようですので、承認第2号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、承認第3号を議題といたします。執行側の説明をお願いします。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書の11ページからになります。承認第3号の関係でございます。

めくっていただきまして、12ページ、田上町国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日付で専決処分をお願いした内容でございます。こちらにつきましても、地方税法の施行令の一部を改正する政令が26年3月31日に公布をされまして、26年4月1日から施行されることに伴いまして、田上町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、3月31日で専決処分をお願いしたものでございます。

改正の主な内容につきましては、中低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図ることから、課税限度額について後期高齢者支援金等課税額につきましては「14万円」を「16万円」に、介護納付金課税額については「12万円」から「14万円」ということで、それぞれ2万円ずつ、4万円引き上げをさせていただいておりますし、軽減措置につきましても判定基準の見直しということで、それら拡充がされたということの内容でございます。

それでは、詳細につきましては新旧対照表のほうでご説明をさせていただきますので、14ページの次、資料ナンバー16をお願いをしたいと思います。第3条課税額の関係、第3項のところでございますが、今ほど申し上げました後期高齢者支援金等課税額につきましては、限度額を「14万円」から「16万円」ということで2万円引き上げさせていただいた内容でございます。

めくっていただきまして、第4項、こちらにつきましては介護納付金課税額、これにつきましては「12万円」を「14万円」ということで引き上げをさせていただいたものでございます。

第13条につきましては、同じように後期高齢者支援金等の課税額の引き上げに伴う部分、さらに資料ナンバー18の1行目にありますとおり、介護納付金課税額についても「12万円」から「14万円」ということで、それぞれ限度額の引き上げに伴う改正でございます。

それから、第2号の関係になりますが、こちらは5割軽減、国保の場合ですと、7割、5割、2割ということで、それぞれの所得に応じて均等割1人幾ら、平等割1世帯幾らという部分を軽減をしておりますけれども、5割軽減につきまして今までは、旧を見ていただくとわかるのですが、被保険者、国保に加入されているうちから、当該納税義務者ということで世帯主を控除しておりました。引いて計算をしていたのですが、今回その部分は削除されたということですから、引かないという形になります。

それから、第3号の関係でございます。そちらが2割軽減の計算になりますけれども、今までですと1人当たり35万円という数字を掛けて計算をしていたのですが、こちらにつきましても10万円、45万円ということで1人当たりの計算の数字を引き上げたといった内容でございます。

それから、めくっていただきまして13条の2、14条につきましては、それぞれ文言の整理という形でございます。

それから、16条の関係でございます。国民健康保険税の減免ということで、今回被保険者の後期高齢者医療費制度の移行に伴い、国保加入になった旧保険被扶養者の減免措置をこのたび規定をさせてもらうということで、今まで社会保険に入っていた方がそのまま後期高齢になった方の扶養の方について、65歳以上について今度減免をしていこうと、所得とか資産を賦課しないとか、均等割、平等割を半額にするとか、そういったような措置を設ける内容でございますが、冒頭申し上げました、まずは7割、5割とか、そういう所得の判定をして軽減をまず優先をして、なおかつそこまでいかない方について減免をしようといったような内容でございます。

内容は以上でございますが、今回の国保の関係につきましては、当然のように町のほうにも影響をいたしますので、その辺若干説明をさせていただきます。今26年度分は、所得を引き出して計算をしておりますので、あくまでも昨年のデータをベースにした資料ということでご了解いただければと思います。

まず、限度額の改正の関係です。先ほど申し上げましたように、国保の場合は今回改正がありませんでしたけれども、基礎課税額という部分があります。そうすると、国保の場合、基礎課税額、介護分と支援分という3つのそれぞれ計算式があり

まして、基礎課税分が51万円という形になっております。そうすると、今までですと、合計いたしますと77万円が限度額でありましたけれども、今回の改正によりまして、81万円ということで限度額が引き上がったところでございます。その関係の影響ということでは、全体では14世帯が影響するということで、限度額を超えた部分は当然のごとく減るということになります。約40万円ほどでございます。

それから、基準額の改正、5割軽減、2割軽減につきまして、先ほど言った算定の基準の計算式が変わってきましたので、それらの関係での影響といたしましては、世帯としては323世帯、戸数としては617世帯が影響を受けるということで、改正前に比較してこれだけの対象者が増えたという形になっております。軽減の金額としては、約750万円ということでございます。そういう部分を全部トータルで計算した上で、負担額、1人当たり、1世帯当たりにつきましては、1人当たりで約2,300円のマイナス、1世帯では約4,000円の減額というような形になります。

説明のほうは以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

それでは、ないようなので、承認第3号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、承認第4号を議題といたします。執行側の説明をお願いします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の30ページ、お願いいたします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、今回184万4,000円の減額をお願いするものですが、28節の繰出金184万4,000円でございます。国民健康保険特別会計への繰出金を減額をお願いするものですが、内訳といたしましては、出産育児一時金の関係、こちらにつきましては1人当たり42万円というものの3分の2を一般会計から繰り出しをお願いしておりますところですが、当初予算で10件を見ておったのですが、6件ということで、4件分の減額。それから、事務費ということで、委託料の関係の経費、それらについても不用額が見込まれるということで減額をお願いする内容でございます。

3目の環境衛生費177万4,000円の減額でございますが、19節負担金補助及び交付金でございます。めくっていただきまして31ページ、加茂市・田上町消防衛生組合の負担金、こちらにつきましては、人勧の不用額等がございまして、消防衛生組合議会の議決を得たということで、それに伴う分の不用額の整理でございます。

以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、10款に入りますが、33ページをお開き
いただきたいと思います。

10款教育費、4項1目社会教育総務費につきましては、1,000万円の補正をする
のであります。これについては、生涯学習センター建設基金元金の積み立てであり
まして1,000万円、多く積めることが可能となったものであります。平成22年から積
み立てました基金の残高につきましては、これによって1億9,000万円というふうな
形になります。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、17ページをちょっとお開きいただ
きたいと思います。

今回の繰越明許費の追加ということですが、17ページをはぐっていただ
いて21ページになります。第2表、繰越明許費補正ということで、第2表が追加され
ております。これについては3款民生費、2項児童福祉費の子ども・子育て支援事
業の350万円を繰り越しをするものであります。これにつきましては、繰り越しを前
提に3月議会で追加補正を行ったものでありまして、子ども・子育て支援新制度に
伴って、現在の保育料システムを平成27年度から開始される新制度に合ったシステ
ムにするものでありまして、国が定める運用基準など仕様の詳細が平成26年度中
におくれて示されることから、繰り越しをするものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発
言願ひます。

ないようですので、承認第4号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、承認第5号を議題といたします。執行側の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の34ページからになります。承認第5号で
ございます。

めくっていただいて35ページでございますが、平成25年度田上町国民健康保険特
別会計補正予算（第3号）につきまして、専決をお願いするものでございます。

内容につきましては、36ページになりますが、平成25年度田上町国民健康保険特
別会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出それぞれ660万4,000円の減額を
お願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,164万2,000円とする内容
でございます。内容については、年度末に至りまして、それぞれ数字の整理等をお
願ひするものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、41ページからになりますので、お願いいたします。歳入、1款国民健康保険税、1項2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、138万円ということで減額をお願いするものでございます。1節医療給付費分現年度課税分85万円、2節支援金分現年度課税分が20万円、3節介護納付金分現年度課税分が33万円の減額でございますが、そちらにつきましては、予算の段階で被保者数を見込んで積算をしている、過去の状況を見て見込んでいるわけですけれども、実績により約40人程度予算に比較して減少したということに伴う減額でございます。

続きまして、4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金706万7,000円でございます。こちらは一般の医療費の関係に対する国からの負担でございますが、確定に伴い、増額をお願いするものでございます。

2項1目財政調整交付金42万7,000円でございます。これは同じように国からの補助金でございますが、こちらも額の確定により追加をお願いするものでございます。

42ページ、5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金でございますが、227万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、退職者医療の関係に伴う交付金でございます。これも退職の医療に伴うということで、交付決定に伴う部分での減額でございます。

6款県支出金、2項1目財政調整交付金でございます。140万4,000円の増額でございますが、こちらにつきましても医療費等の状況によって県からの補助金でございますが、確定により受け入れるものでございます。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金184万4,000円の減額でございます。先ほど一般会計のほうでも説明をさせていただきましたが、3節出産育児一時金の繰入金で112万円、これは実績6人、予算で10人見ておりましたので、その1人当たり42万円の3分の2という部分の減額でございます。事務費繰入金が72万4,000円、国保のほうの委託料等の関係での不用額が出ましたので、その関係を減額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、2項1目給付準備基金繰入金、当初予算で1,000万円見ておりましたけれども、今回の補正の関係で1,000万円落とさせていただいたところであります。ちなみに25年度末見込みが約1億7,590万円という基金残高になります。

それでは、歳出に移ります。44ページ、1款総務費、1項1目一般管理費41万6,000円でございますが、電算業務委託料、こちらのほうは国保連合会等をお願いしている委託料の関係で不用額が出ましたので、減額をしております。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費120万円の減額でございます。

これは退職者の被保険者の医療費分の関係での減額でございます。5目審査支払手数料30万8,000円の減額でございます。これも同じように国保連合会のほうに診療報酬の関係の支払いの関係で委託をしておりますが、それぞれ件数等により減額でございます。

めくっていただきまして、2項2目退職被保険者等高額療養費300万円の減額でございます。こちらにつきましても、退職者の高額により見込みより減額をさせていただいたところでございます。

4項1目出産育児一時金168万円の減額でございますが、歳入でもご説明申し上げましたとおり、10人分予算を見ておりましたが、6人ということでございましたので、4人分、1人当たり42万円の減額をお願いする内容でございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第5号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。執行側の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、57ページになります、お願いいたします。

2款総務費、2項1目税務総務費43万4,000円の減額でございますが、こちらにつきましては2節、3節、4節、それぞれ4月1日以降の人事異動及び課内異動の関係に伴う部分の人件費の減額関係でございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては15万円の減額、こちらも2節、3節、4節の関係でございますが、こちらも同じように係内での異動をいたしましたので、その関係の人件費の減額でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。それでは、59ページからになりますが、3款民生費について説明させていただきます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費であります。補正額にあるとおりに657万6,000円について追加をお願いするものであります。内容については、説明欄にあるとおりであります。最初に報酬ということで民生委員推薦会の委員報酬ということで、実は民生委員1人、5月末をもって1人辞職されましたので、その後任ということで推薦会を開催させてもらってございましたので、お願いするものであります。続いて、2節給料からについては人事異動に伴うものでありまして、福祉については1人増員ということで増額をお願いするものであります。

60ページになりますが、2節、3節、4節共済費、その下に9節旅費、費用弁償とありますが、これは民生委員の推薦会に係る分であります。その下の25節積立金ではありますが、地域福祉基金の積み立てということでありまして、川船河のアルミの会様より、福祉にということ指定寄附がありましたので、それを今回積み立てをお願いするものであります。

続いて、2目老人福祉費であります。2,400万円の追加をお願いするものであります。内容については、地域介護・福祉空間整備推進事業補助金ということでありまして、今回あじさいの里の増築に伴いまして、国の補助の内示を受けました。それに伴いまして、国の10分の10の補助をそっくり受け入れて交付するものであります。

続きまして、3目障害者福祉費40万円の追加であります。説明欄にあるとおり、身体障害者用自動車改造費の助成ということで、1台分入れかえの見込みがあることから追加をお願いするものであります。

続きまして、5目老人福祉施設費164万円の追加をお願いするものであります。内容については、川船にあります老人福祉センター、そのろ過器の取り替え工事をお願いするものでありまして、経年劣化によるものでありまして、開館から31年経過をしたことから、入れ替えが必要となったものであります。

以上です。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、61ページをお開きいただきたいと思っております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の480万5,000円の追加補正であります。これにつきましては4月の人事異動に伴いまして、給料、職員手当、共済費と、それぞれ追加補正するものでありまして、竹の友幼稚園の調理員1名が3月で退職をしまして、4月の異動に伴って学校給食共同調理場から1名異動となったことから、補正を行うものであります。また、児童福祉総務費その他事業をごらんいただきたいと思うのですが、当初予算で不足する臨時調理員1名を配置することとしておりましたけれども、今回の人事異動に伴いまして、共済費、それから賃金、報償費をそれぞれ減額補正するものであります。

以上です。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続きまして、4款衛生費、62ページからになりますが、4款1項1目保健衛生総務費ということで132万9,000円の追加をお願いするものであります。内容については、これも給料等人事異動に伴う追加ということでありま

すし、その下にあります子ども医療費の助成ということで、県の補助金の返還金ということで45万円お願いするものであります。これは25年度の実績に伴い、返還が生じたことによるものであります。

続いて、2目予防費であります、46万3,000円の追加をお願いするものであります。これについては任意の風疹予防接種の助成ということで46万3,000円お願いするものでありまして、県の任意の風疹の予防接種が補助制度が1年延長されることによりまして、今回お願いするものであります。内容については、昨年もご説明しましたとおりに、妊婦への感染を防ぐということで、赤ちゃんの先天性風疹症候群の発生の防止のための実施ということでありまして、今回田上町においては、昨年もそうであります、全額助成、本人負担ゼロということで、全額負担ということでお願いしてあります。なお、内容的には50人分の予防接種費を見込んであります。

4款は以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） 続いて、10款に入りますので、65ページをお開きいただきたいと思っております。

10款教育費、2項1目学校管理費の80万円の追加でありますけれども、田上小学校の体育館につきまして、当初国の補助要件であります特定天井、特定天井というのは、高さ6メートルを超え、かつ水平投影面積が200平米を超える建築物をいいますけれども、その該当とならなかったことから、吊り天井はないということでしたけれども、国の指針により高さが6メートルを超える天井や、それから水平投影面積が200平米を超える天井のいずれかに該当する天井となりまして、なおかつ照明器具とかバスケットボール等の落下防止策も含めて対象要件の緩和がありましたので、田上小学校の吊り天井について確認をしたところ、面積については134平米、200平米以内でありましたけれども、天井は13メートルと6メートルを超えていることから、今回耐震診断等の補助を受けるため、補正を行うものであります。

学校の体育館につきましては、地域の避難場所として活用されることから、平成27年度までの速やかな落下防止策を完了するよう、国から通知をされております。その工事が認められれば国の3分の1の補助がつきますので、27年度で改修してまいりたいというふうに考えております。

続いて、説明欄の羽生田小学校その他事業の20万円の追加であります、昨年11月末にシャーベット状の雪が屋根に積もったことから、3階の教室に雨漏りが発生いたしました。その原因を今年度調査したところ、屋根の排水溝の周りの防水シートが破れていたことが主な要因であるということがわかりました。屋根側の排水トレ

イの交換を行い、ジョイント部にアスファルトコーティングやトーチバーナーによる再接着を行うため、今回補正を行うものであります。

続いて、3目地域活性化対策費367万2,000円の追加をお願いするものでありますけれども、説明欄のところではありますが、がんばる地域交付金事業として、田上小学校の2階の会議室に空調設備がなかったため、夏場の会議には支障を来していますことから、今回がんばる地域交付金事業により整備をするものであります。

続きまして、次のページ、66ページに入りますが、4項社会教育費、1目社会教育総務費の15万円ではありますが、説明欄のところでは原ヶ崎交流センター管理費でありますけれども、原ヶ崎交流センター敷地内に松の木がありまして、枯れたためにその枯れた松を5本伐採するため補正を行うものであります。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費の48万2,000円の追加を行うものでありますけれども、まず最初に補正額の財源内訳を見ていただきたいと思います。このところにスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業の受託事業収入48万2,000円、補正財源として入っております。この事業の目的につきましては、大学や企業が保有するスポーツ資源、人材とか施設を言いますけれども、それを効果的に活用して、地域住民を対象とした定期的なスポーツ教室の指導やスポーツ交流大会等を実施することにより、地域スポーツ活動を推進するとともに、大学や企業を核とした地域コミュニティの活性化に取り組むこととした事業であります。文部科学省は、この事業を公募しておりましたので、今年の3月に新潟経営大学のスポーツマネジメント学科の田中准教授が、以前より実施しておりました町民体操の運動教室を、今回中学生を対象とした体力測定記録会と、それから講習会を行いまして、ジュニアアスリートの体力強化を図り、将来にわたる運動習慣を身につけさせることを目的に、田上町と大学が連携しながら使用するという、企画提案書を提出したところ、見事にその企画が採用されましたので、これらに係る研究経費を補正するものであります。なお、この事業については国からの受託事業となりまして、国から100%助成されるということでもあります。

次に、4目学校給食施設費、給食センターであります。420万1,000円の減額補正をお願いするものであります。説明欄のところではありますが、学校給食施設費の420万1,000円の減であります。3款の民生費のところでもご説明申し上げましたが、竹の友幼稚園の調理員1名が3月で退職されたため、4月の異動により学校給食共同調理場から1名異動となったことによって、給料、それから職員手当、共済費を減じまして、なおかつ臨時調理員の1名分の社会保険料や賃金、報償費を追加

するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（椿 一春君） 申し上げます。65ページの教育費のところ、羽生田小学校の屋根で一部破損が見れたということで、そこを再接着をするということで、それで大体恒久的な対策になるのでしょうか。

それとその破損の原因なんかは何か特定できたのか、その2点、聞かせてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今回の修繕につきましては、底の部分がはがれていたということで、そこから水が浸入して漏水につながったということですから、部分的な補修であります。実は羽生田小学校の屋根の工事につきましては、平成14年度に陸屋根の施工をされておりまして、施工後11年が経過をしております。したがって、防水シートのメーカーによりまして、おおむね想定耐用年数につきましては13年程度ということありますので、二、三年後には抜本的な改修が必要であろうという報告を受けております。これについては財政当局とも相談しながら、どうやった形で改修していくのかという抜本的な改修につきまして、検討をさせていただいていきたいというふうに思っております。

それから、原因は太陽の光だとか、そういった形で熱による熱膨張があったりなんかすると、膨張したところに水が入り込んで、それが冬期間凍結をしてそこが破れていくというふうな原因になっております。防水シートが破れてしまう。

以上です。

14番（小池真一郎君） ページ数によると60ページのあじさいの里が増築するというところで、これは工事はいつから始まって、完成するのはいつごろなのかということと、40床ぐらいのベット数になるということなのですが、田上の割り当て分はあるのかどうか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 最初に、工期の関係であります。実は先日、日にちは覚えていないのですが、先週入札が終わりまして、随契によって小柳建設と随契をしたということがありまして、開所については来年4月1日を目指して、開所できるように工事を進めていくということあります。着工については間もなく、来月早々には着工するということあります。

あと割り当て、ベット数の割り当てでありますが、40床増床、プラス今ショートで使っている20床あるうちの10をショートから特養のほうに切りかえるということで、合わせて50床の増床になるということでもあります。特に今は市町村からの割り当てということで、お金とかそういう負担は出していませんので、特に割り当てというものはありませんが、町のほうの希望としては 田上からあじさいの里に50床、30から50ということで増床ということでお願い、これまでしてきたわけありますので、当然それについてはおおむねほぼ50というのは田上のものを充てるというので考えているとは思いますが、ただ既にお互いの契約の関係あるものですから、そのときのタイミングとか田上で希望する方がまだ足りないということであれば、ほかの市町村で急ぐ人が待っているのであれば、優先については融通はあるかと思えます。おおむねは田上ということで期待というか、考えております。

以上です。

14番（小池真一郎君） あじさいの里の件につきましてはわかりました。

65ページの、先ほど椿委員から質問あったのですが、学校関係です。内装といいますか、空調関係とかいろんな設備が十分されていると思うのですが、ひとつ気になっているのは外装です。非常に傷んできているところが、中学校特にそうなのですが、ちょっと心配な箇所が結構あるのですが、こういう部分は国等の補助金等で直せる方法はないのかどうか、その辺考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 国の補助については大規模改修という形ではありますが、7,000万円以上の規模以上でないと受けられないということですが、これについては3分の1補助です。それを受けられるということになります。外壁も含めて田上中学校、それから羽生田も外壁がちょっとかなり劣化しているといえますでしょうか、この辺についてもまた、いずれ大規模改修というような形で実施していかなければならない状況かと思えます。

3番（有川りえ子君） よろしくお願いたします。ページでは61ページと66ページで、竹の友幼稚園の調理師のこと、ご説明いただいたかと思うのですが、5月から保育補助ということで知人の方が竹の友幼稚園に入られたのですけれども、今の竹の友の保育士の充足率というのはどのようになっているのか、もしおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 事務長がおりますので、事務長から答えさせますので、よろしくお願いたします。

竹の友幼稚園事務長（小林 亨君） 充足率というご質問なのですけれども、園児に対する保育士の数については、園児に対する保育士としては足りている状態になっております。ただ、産休だとか、これから出てくる関係がございますので、今不足の状態にはないというところで、機会があれば募集のほうかけまして、保育士の確保に努めていきたいと思っております。

3番（有川りえ子君） 不足の状態では今ないということで、安心をいたしました。やはり働く女性が多い職場でございますので、町長からもまた少し手厚い手当とかもご提案いただいていたりますので、ぜひ不足のないような状態で今後もお進めいただければと思っております。

ありがとうございました。

10番（渡邊正策君） 60ページ、先ほど小池さんのほうから質問ありましたあじさいの里についての関連質問であります。国からの支出金ということで2,400万円、あとは田上あるいはほかの町村からは出ていないというようなことでありますけれども、もちろん、ということは県からの補助もないわけですね、確認だけ、ひとつ。国からだけということですね。

（はいの声あり）

10番（渡邊正策君） 随意契約ということで契約を結ばれたということでございますが、これはほかの会社のことでございますから、言えない部分があるかと思っておりますけれども、もし言えるところであれば金額、総工費といたしますか、というのがわかれば教えていただければありがたいと思っております。

まず1点。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 補助金の関係であります。おっしゃるとおり国からの補助金で、国の25年の補正予算の関係でついたということになります。県からは出ておりません。

それから、工事費、手元に資料がないので、余りはっきりとした金額、今お答えできないので、申しわけございません。

10番（渡邊正策君） 他社のことでございますから。だけれども、全然関係ないということではございませんので、ひとつ情報入手はしていただきたいというふうに思います。

心配しておりますのは、非常にこの業界といたしますか、非常に今、物価高等々でコスト的にも相当上がっている、あるいは人員不足というような形で盛んに報道されておるわけなのですけれども、これ最近入札が終わったということで、今、恐らくそ

うということはないと思いますけれども、来年の4月まで1年間あるわけですが、その間にもしそういう形での業者から追加要求というようなものがあれば、そういうものの対応の仕方というのはあるのですか。その辺ちょっと、わかったら教えてください。というのは、例えば例を挙げると、今年の2月ぐらいですか、インフレスライド条項なんてというのたしかできましたよね。こういう形で何かそういう業者からの要求が発生しはしないのかなという懸念を、今私持っているものですから、そういうようなところで、何か情報があれば教えていただければありがたいと思います。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 私のほうであじさいの里側から聞いた話の内容では、とにかく入札は行ったのですが、落札しなかったと。2社ぐらい辞退されたという話ですし、かなり資材関係、インフレ関係でかなり高騰していて苦しかったということで、最終的には随契ということであります。ただ、追加の関係、補助金とかあるいは工事関係については、直接私としては話は聞いておりません。

以上です。

10番（渡邊正策君） 現状そういう状態だということはわかりましたけれども、今後そういうような動きが、あじさいの建物が出てくるとかという問題ではなくて、田上町のこれから発注するものに対して、そういうものが出てきはせんかと、物価上昇等々から見てというようなことが考えられるのではないかなということを感じるものですから、非常にその辺危惧しておりますので、よく横の連携もとりながら対応というか、ならないようにというかということのひとつ、横の連絡をよくとって進めさせていただきたいということをお願い申し上げます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ちょっとそれに関連してなのですけれども、補正予算が2,400万円とられているのですけれども、最終的に50床の中、40床の新しいベット、それから10床改築ですか、そのような関係の内容になっているみたいなのですけれども、予算的には今後これ以上、2,400万円ぐらいでおさまるのか、参考のために教えてください。先はわからないのですけれども、先行き不透明なこといっぱいあると思うのですけれども、その辺は、さっき議長が言われたように、不安が残るような気がしないでもないのですけれども、その辺どんなお考えでしょうか、もう来年開所を目の前にしてこんな状態なののですけれども。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 今回お願いしている2,400万円のものについての積算根拠というか、算出根拠なのでありますが、工事費に対しての補助金ではなくて、開設準備に係る補助金ということであります。50床ではなくて増築部分の40床に対して

1ベット当たり60万円の計算ということで、2,400万円ということは国から示された内容であります。それは工事費が増したからといって、それが増えたりとかというものではありませんで、定額的なものというふうに理解していただきたいというふうに思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） あとまた経過でいろいろな問題起きたりなんかするかもしれませんが、逐次委員会のほうにも説明していただければ幸いです。そういうふうをお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第28号に対する質疑は終了いたしました。

これより討論及び採決を行います。

それでは、承認第2号についての討論に入ります。ご意見のある方、発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案どおり決しました。

続きまして、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案どおり決しました。

続きまして、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり決しました。

続きまして、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案どおり決しました。

続きまして、議案第28号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

これをもちまして、本委員会に付託された議案は全て終了いたしました。

執行の皆さん、大変ご苦勞さまでした。

休憩します。

午前10時02分 休 憩

午前10時15分 再 開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより請願第3号を議題といたします。

この件につきましては、今井議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

1番（今井幸代君） それでは、皆さん、改めましてお疲れさまです。

今回、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願ということで、お配りしております資料をまず確認ということで、ホチキスどめをさせていただいております、こちらは全日本聾啞連盟がこれは作成をさせていただいたものなのですけれ

ども、手話言語法案の法案（案）を皆さんに資料としてお配りをさせていただきました。

今回は、新潟県の聾啞協会のほうからご依頼をいただいて、言語法案制定ということで、請願をとということであります。

何でこういった手話言語法を制定しなければならないのかということなのですが、こちらのホチキスどめをしている資料に詳しく書いてあるんですけども、2006年に国連の総会において、障害者の権利条約というのが採択されました。2013年日本においても衆参全会一致でこの批准を承認いたしました。2011年には障害者基本法の改正をされまして、その改正の中には言語（手話を含む）ということで、日本で初めて手話の言語性を法律で規定はしたけれども、より一層の実効性や法的拘束力の国内法整備をしていっていただきたいということで、より強く推進していただきたいということで、今回の請願となっております。

これまで日本の聾啞教育というのは、1920年代以降、意図的に排除をされるというふうな歴史がありました。手話は言語として認められず、口話教育、口の動きでコミュニケーションをとる、そういったことを一般的に活用していかなければならないということで、手話ということ学ぶ機会を得られずにきてしまったというふうな歴史もあります。

また、手話というものが言語法が認められないがゆえに、お配りしましたホチキスどめの資料になりますけれども、5ページ、手話に対する差別事例というふうなことで、司法の場もしくは警察の事情聴取等に手話通訳の派遣を依頼したが断られたと、そういったようなケースも出てきておまして、そういったところからも、しっかりと手話を言語として法的に認めていただいて、その中で手話の権利、手話を獲得する、そして手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、そして手話を守る、この5つの権利をしっかりと守っていただきたい、獲得をしていきたい、こういったことで今回の請願となっておりますので、皆さんのご審議をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

12番（関根一義君） まず1点、配付された資料、日本手話言語法案（案）が資料として提出されましたけれども、これはどこが作った案ですか、それが1つと。

もう一点ですけれども、今、今井議員から説明を受けましたけれども、手話が言語として認められていないということによって、不利益をこうむっているという、今説明を受けました。国はどのような理由で認めないということを行っているのでしょうか。

この2点、まず教えてください。

1 番（今井幸代君） この案に対しては聾啞協会の方が、説明に来られた際にお持ちになられた案ということで、済みません、国会のほうでも法整備に向けていろんな検討が進んでいるというふうには聞いているのですけれども、国のほうで作った法案なのか、聾啞協会のほうでこういった形をお願いできないかというふうにした案なのか、済みません、ちょっと私も確認をしていなかったために明確な答えを出すことができません。申しわけありません。

そして認めてこなかった理由というところなのですけれども、これまで全国的に普及して使われていた今までの経緯がやっぱり口話教育、口の動きを使ってコミュニケーションをとるということで、手話をきちんと認めてこない理由は何があったという、特定の理由があったというふうには聞いてはいなかったのですけれども、手話を言語というふうな形で認めていないがために、口話教育というほうに重点が置かれたということを知っています。何か明確な、こうだから言語として認めないというふうに、何かあったというふうに聞いてはおりません。

ちなみに言いますと、世界の聾啞連盟は言語を次のように定義しておりまして、物、動き、概念、状態などを表現するために系統的に使用する音声、サイン、書記記号などであり、特定の言語的集団かつコミュニティのメンバーにより共通に理解されるものというふうに言語を定義しているので、そういった聾啞連盟の定義から考えると、手話は明確な体系を持つ言語であり、単なるコミュニケーション方法あるいはコミュニケーション様式ということではないというふうに捉えています。この捉え方も国のほうでさまざまな意見のぶつかりもあったのかなとは思いますが、明確に何かというふうには聞いてはおりません。

12番（関根一義君） さっき今井さんが説明してくれた10ページでしたか、説明してくれましたよね。こういう要するに……不利益が発生している。どこでしたかね。

1 番（今井幸代君） 5 ページです。

12番（関根一義君） こういうケースは、口話者を要するにそこにつけることは可能なのですか。

1 番（今井幸代君） 今回、こういった言語法として制定をされれば、手話はもう言語

というふうになりますので、そこで例えば何か警察のほうで事情聴取をする、もしくは司法の場において意見供述をするようなときにも、しっかりと手話通訳の派遣というのが実効性を持ってくるといふふうな、根拠法というふうになりますので、そこに設定をしっかりとさせていただきたいということだと思います。

12番（関根一義君） それは手話が言語法として認められればそういうふうになりますということですね。

1番（今井幸代君） はい。

12番（関根一義君） 現状は、口話で要するに通訳するというか、意思を代弁するというか、そういう方法がとられているのですか、現状は。

1番（今井幸代君） 現状として手話の手話通訳者の派遣というのも各自治体で条例として決まっていますのですけれども、ただ自治体によって条例の制定の内容がさまざままで、例えば自分たちの自治体内の派遣であれば認めるというような条例制定をしているところもあれば、自分たちの自治体外のところに行っても派遣は可能というふうにしているところもあり、条例においてばらつきが非常に出ていっているというふうに聞いております。そこをしっかりと一本化といいますか、どんな場面においても必要なときに派遣をしていただけるような形になればと。

12番（関根一義君） 手話言語法が制定されれば、それぞれの自治体では特別のやるべきことというのはないのですか。今のような実態であるとしたら、手話言語法が制定されても、自治体によって要するに取り扱いがばらばらなような現象が生まれてくるから、例えば田上町としては要するに手話言語法に基づく条例制定が必要になるとかという、そういうことはどういうふうな見通しなのですか。

1番（今井幸代君） どういった形の法制定がされるかにもよるとは思うのですが、国のほうである程度大きな指針が示されて、こういった形で県・基礎自治体等条例制定みたいな形になれば、それに準じて制定していくというような形になると思います。

今回の請願で、司法の場や警察等の事情聴取、そういったところでの手話通訳者の依頼というのも大きなところなのですが、それよりも一番大きなところは、聾教育においてしっかりと手話を手話で学び、手話を学ぶ、そういった機会をしっかりと確保する。手話言語法を制定することによって言語を獲得する権利、言語を学ぶ権利、言語を使う権利、言語で学ぶ権利、言語を守る権利、そういった5つの権利をしっかりと獲得したいということが根幹というふうに通じております。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 今NHK教育テレビも手話ニュースとかやっ

るのですけれども、そんなのを見ると、どうしても言語法の制定が必要なのか、要するに私思うのは、全ての障害者の理念というのは、ノーマライゼーションの理念でやっているのだから、当然私、人並みの人間として生きる権利を持つ障害者が、あえて言語法を制定をして、きっちりとしたことをしないと、国がそういう保護ができないのかというのがちょっと疑問あるのです。

1 番（今井幸代君） 有事の際において現状としてはNHK、国营放送に関してのニュースは手話通訳を用いた報道がされているのですけれども、例えば緊急速報であったり、緊急情報、そういった有事の際の情報伝達というのが民放を含め、例えば首相官邸からの記者会見での発表であったりとか、そういったものに関して手話通訳は現在ついていないのです。

（いますよの声あり）

1 番（今井幸代君） ついてはいるけれども、NHKも全部をつけて報道しているわけではないので、官邸のほうにいても報道のところにきちんと映し出されていないというか、杵を持って各放送会社で通訳者を置いてそれをしていたりする場合もありますけれども、そういった必ず情報を、緊急性が求められるような情報配信の際に、きちんと聴覚障害の方々が情報を得られるというふうな現状には至っていないというような状況もありますので、そういったところではやはり言語として制定をしていただいて、そういった有事の際にも対応できるような制度を構築していただきたいと思いますというふうな要望をいただいているところであります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 手話言語法が制定されれば、さっき関根議員が言われたように条例の制定とかそういうのは必然性になって、各市町村もそのように対応すると思うので、非常にいいことだと思うのですけれども、私心の中では今さら何だという、そんな気持ちで言っているのだけれども、わかりました。

3 番（有川りえ子君） 意見ではないのですけれども、この請願書にあるように、要するに国連では権利条約に手話は言語であると明記されているにもかかわらず、日本はおくれをとっているというのが現状なのではないかと思いました。ホチキスどめの最後のページにも、自治体での言語法の意見書の採択はまだ1割にしかなくて、条例制定もここに3つぐらいしか書かれていなくて、大変おくられているけれども、国で言語法というものができれば、各自治体が準じてやっていくであろうから、これは進めたほうがよろしいかと思いますが、大変世界からおくれをとっているということを知ったし、聾学校で手話が禁止されていたということを知って、大変残念に今回思いましたので、ぜひいい方向に行ってほしいなど、これは私の意見

です。

1 番（今井幸代君） 今回6月定例会において、全国的にこの請願が出されるというふうに伺っております。県議会のほうも6月定例会でこの請願が出されて採択、隣の加茂も一応採択の方向で動いているというふうに伺っておりますので、皆さんからもそういった方向でご審議していただけるとありがたいなと思います。

14番（小池真一郎君） これを見てもそうなのですが、手話は言語であると言われてもぴんとこないというか、それはそれで聾啞者の皆さんは言葉として発しているのだらうけれども、受け取る側は理解できない部分が大半であるから、いろんな法律を作ろうと。私はそんな面倒くさいことやるよりも、何で教育の場でもっと働きをかけて、要は小さい子供、うち孫が幼稚園に行っているのだけれども、片言の手話を教えているところもあるわけですから、私はそういう年代の子供たちに、ある程度手話というのは、ありがとうとかこういったときはこうだよというのを教えることに、なんで法律で制定して地方自治体ではこうせい、ああせいというよりも、要は簡単にこういうことをやったら、皆さんがそういうことを言っているのかなとわかる程度に、これらのことは学校教育の中で、先生を育てるなんて面倒くさいことを言わないで、今英語を教育しているというのと同じなので、そういうところに、本当に小さい子供たちというのはのみ込みが早いから、そういうものって忘れませんから、そういう年代である程度社会的に生きていく、最低の手話ぐらいは教えたほうが、この人困っているなとかなんとかということ、何とかしてやれるけれども、行政で何とかせいとか、あっちでこうせいとかというの、それよりも学校教育の中に手話教育を取り入れるみたいなことを請願していったほうがいいかなと、ちょっと今思いました。法律でああせい、こうせいというよりも、そっちのほうがよほど早いのではないかなというふうに感じました。これは意見でありますので。

12番（関根一義君） これは長い歴史を持っているのですか、言語法を制定するということでの長い歴史があるのですか。

（60年の歴史を持っているみたいな声あり）

12番（関根一義君） だから何か要するに国が60年も要するにこういう運動が続いているにもかかわらず、それを認めてこなかったというのは何か理由があるからではないの。だから、これだけの法案を通せばかなり国もそうだし、私たち自治体も縛るような形になるのではないかなというのが主な思いなのだけれども、全部条文読んでいないからわからないけれども。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 難しい問題ではないみたいな気がする。簡単にい

きそうなのに60年経っている。

- 1 番（今井幸代君） 100% そうだとは言いきれないのですが、恐らく手話をそもそもできる方というのが、まず今絶対数が少ない。その人たちを育てて聾学校において手話で教える、手話を学ぶというようなところを法整備化すると、かなり大きな予算も必要になってくる。また、手話の研究であったりとか、各それぞれ国において母国語があるように、手話も各国によって形態は異なるので、そういったところの調査・研究なんかも考えていくと、予算措置等も考えると大きいものになっていくのではないかとこのうふうになるので、そこはしっかりと予算確保をしていただいて、聾啞の子供たちがしっかりと生活ができると思いますか、そういった環境整備を進めていっていただきたいと思っております。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それともう一ついいですか。法にこだわるわけじゃないのだけれども、法ができることによって、逆に今度聾啞のために例えば辞書をつくったり、何かそういう事態も出てくるのではないかと。誰でも簡単に英和辞典を引けるように。問題もあって、全国的に教育のほうへ波及していくとなれば、それぐらいのことも国全体としてやっていかなければならないという課題も私出てくると思うのです。60年来の今井さんが言われたように歴史があって、まだまだそんなに問題になっているということは、いろいろな問題があるかと思うのですけれども、その辺全国的に辞書をつくってみんなが買くと、小学校の生徒にそれを今度は無償で配付しなければならないという問題は出てくると思うのですけれども、その辺どのぐらい考えられているのですか。

- 1 番（今井幸代君） まず、そのためにはしっかりと手話を言語としてしっかりと国が認めていただいて、今実態として口話教育、口の動きを使ってコミュニケーションをとる、そっちのほうを中心とした教育をすべきなのか、それとも手話を中心とした教育をしていけばいいのか、聾啞の保護者の方たちは非常に自分の子供をどういうふうに育てていけばいいのかというふうなところで、非常に多く悩まれるといった現状もあるので、まず手話を、教科の一つとして国語というのがあると同様に、聾啞の子供たちが学ぶというところでしっかりと言語として学んでいけば、保護者も安心して手話を第1言語として学ばせていただく、そういう獲得させる判断を、より確実にできるようになると思いますし、おっしゃるとおり、幼少期から学校教育においても手話を浸透させていくというのも非常に大切なことだと思いますし、それを大きなはずみの一助となるような言語法案の成立になってくるのかなと思います。実際に町内の小学校や幼稚園、ルーテルさんなんかでも子供たちに簡単な手

話を教えての歌であったりとか、少しメッセージなんかを学んで、より身近になってきてはいるのだろうなというふうには思うのですけれども、まずは根拠法をひとつつくって、諸々の環境整備に進めていくひとつになれば、まず一番の柱になればなというふうに考えております。

14番（小池真一郎君） 一生懸命説明していることを誰も否定していないし、何で今までこんなにかかっていることが不思議なのだ。

1番（今井幸代君） 私も聞いてて、本当に何でだったのですかねと聞くと、今まで障害者福祉という福祉領域でどうしても考えられてきて、余り言語として考えるということの機会を余り持ってもらえなかったというふうにはおっしゃっていました。

12番（関根一義君） そこがだから国として、要するに60年も政策提言を受けてきたのだけれども、踏み切れない要するに何かがあるのではないか。決してこの請願否定するわけではないが。

14番（小池真一郎君） 局長、田上で耳の聞こえない方、何人ぐらいいるのですか。

議会事務局長（中野幸作君） 聴覚障害者の数というの、まとめたことはないです。

10番（渡邊正策君） こういう制度がしっかりしていればはっきりできるのだろうけれども。

議会事務局長（中野幸作君） これ見ると、素人ながら考える場合、国が一番難しく考えるのはどう考えても司法手続の関係だと思えます。手話でやったって録音ができるわけではない、あと手話通訳だってちゃんとした資格として位置づけられているわけでもない、わからないけれども、どの程度のレベルの人かということで、仲介してくれる人がちゃんとした人なのだろうかというのも難しくなってくるのでは。司法の関係で一番国は難しいと捉えると思う。

12番（関根一義君） この法律が通ってしまったときに、今度小学校教育、中学校教育がどうあるべきかに波及していくのではないの。だから国としてはそこまで踏み込まない。福祉の充実というところであればいいけれども、言語法として、言語として認めるということになったら、そういうことになる。だからなかなか踏み込めないのでは。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 皆さんもいろいろあると思うので、休憩して協議会ということでお願いします。

午前10時47分 休憩

午前11時07分 再開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 再開します。

ほかにご意見のある方、発言をお願いいたします。

2番（椿 一春君） いろいろ資料をたくさんいただいたのですが、やはり現状よりもよくなればいいことではないかと私は思うのです。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願は採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択と決しました。

これで閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時12分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年6月25日

社会文教常任委員長 川 崎 昭 夫